

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室
電話番号 054-221-2303

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

福地第1号

(2) 業務名

平成31年度人権問題に関する県民意識調査業務委託

(3) 業務概要

県内に在住する満18歳以上の男女3,000人の抽出、郵便によるアンケート調査の実施、集計、報告書原稿の作成等

(4) 業務期間

契約日から平成31年10月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (4) 平成28年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した郵送法による住民意識に関する調査を実施した者であること。
- (5) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成31年4月5日(金)から平成31年4月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時15分から午後5時まで

(2) 配布場所

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70

静岡県総合社会福祉会館4階 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書等を直接持参すること。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出期間

平成31年4月5日(金)から平成31年4月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時15分から午後5時まで

(3) 提出場所

上記5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成31年4月19日(金) 午前11時30分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階 第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は平成31年度人権問題に関する県民意識調査業務委託契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（電話054-221-2303）とする。